

# くだまつものづくり女子

## 就業推進事業者認定制度



女性労働者の就業を推進する取組を積極的に行う製造事業者を「くだまつものづくり女子就業推進事業者」として認定し、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援します。

対象者	<p>下松市内に活動拠点を有し、事業活動を行う中小製造事業者 申請時点において以下の要件すべてに該当する必要があります。</p> <p>(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。 ※(A)又は(B)のいずれかを満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="382 691 1462 795"><tr><td data-bbox="382 691 917 743">(A) 資本金又は出資総額</td><td data-bbox="917 691 1462 743">(B) 常時使用する従業員数</td></tr><tr><td data-bbox="382 743 917 795">3億円以下</td><td data-bbox="917 743 1462 795">300人以下</td></tr></table> <p>(2) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項の規定による統計基準である日本標準産業分類の大分類Eの製造業に係る事業を行っていること。</p>	(A) 資本金又は出資総額	(B) 常時使用する従業員数	3億円以下	300人以下
(A) 資本金又は出資総額	(B) 常時使用する従業員数				
3億円以下	300人以下				
認定要件	<p>次のいずれにも該当することが必要です。</p> <p>(1) やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度による認証を受けていること。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの取組を行っていること。</p> <p>イ 仕事と家庭・地域生活の両立支援の取組</p> <p>ロ 男女が共に働きやすい職場環境づくりの取組</p> <p>ハ 女性の能力の活用に向けた取組</p> <p>ニ その他の働く場における男女共同参画の推進に向けた取組</p> <p>(3) 取組を行うにあたって、女性リーダーを選出すること。 ※申請時点において、女性の雇用がない場合は不要</p> <p>(4) 法令に違反する重大な事実がないこと。</p>				
支援内容	<p>①広報等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"><li>市ホームページ等での紹介</li><li>市の各種広報媒体を活用したPRなど</li></ul> <p>②活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"><li>各種情報提供</li></ul> <p>③補助金等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ものづくり中小企業職場環境向上補助金</li><li>ものづくり中小企業育休取得促進助成金など</li></ul>				
申請方法	<p>申請書を下記の申請先までご提出ください。 ※郵送又は持参により提出をお願いします。</p> <p>【申請書入手方法】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>下松市役所のホームページからダウンロード</li><li>下松市産業振興課(4階⑥番)の窓口にて入手</li></ol> <p>※上記方法での入手が困難な方はお問い合わせください。</p> <p>【申請先・お問い合わせ先】</p> <p>下松市産業振興課 〒744-8585 下松市大手町3-3-3 TEL: 0833-45-1745</p> <p>受付時間 8時30分~17時15分 ※土日祝日を除く</p> <p>下松市 ものづくり女子 <input type="button" value="検索"/></p> 				